

第3節 貸付の条件

(貸付金額)

第26条 貸付金額は、次の会員加入期間別の金額を限度とした万円単位の必要資金とする。

貸付種類	会員加入期間	1件の貸付限度額
第23条 1号～6号	1年以上7年未満	50万円
	7年以上	100万円
第23条3号	15年以上	150万円
第23条7号	1年以上	100万円
第23条8号	区分なし	300万円

(貸付期間)

第27条 貸付期間は、5年以内とし、借入人が希望する1年単位（第23条8号は半年単位）の期間とする。ただし、5年以内に定年退職に達するときは、その日までを限度とする1年単位（第23条8号は半年単位）の期間とする。

(貸付利率)

第28条 貸付金の年利率は、次のとおりとする。

結婚	出産	教育	葬儀	傷病①	傷病②	災害	育児・介護
3%	3%	1.5%	3%	無利子	3%	無利子	1.5%

- (注) 1. 傷病①は傷病②を除く医療費
2. 傷病②は、健保の適用を受ける医療費及び歯科治療で健保適用外の義歯・冠歯・矯正等の費用
3. 提携貸付は、各提携金融機関の定める利率を適用する。
- 2 利息計算の期間は、貸付日から返済日までとする。
3 利息計算上生じた円未満の端数は、切り捨てるものとする。